

山口東京理科大学調査特別委員会審査日程

日 時 平成30年12月7日（金）
一般会計理科大分科会終了後
場 所 第1委員会室

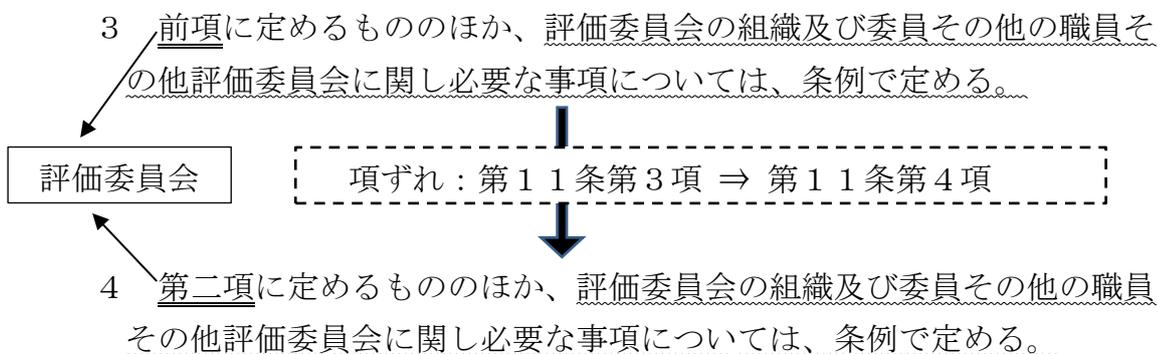
～審査内容～

- 1 議案第109号 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について (大学)
- 2 公立大学法人の県有地購入について
- 3 薬学部棟学生食堂について

議案第 109 号 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する
 条例の制定について【大学推進室】2018.12.07

地方独立行政法人法の一部改正（平成 29 年 6 月 9 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行。一部は平成 32 年 4 月 1 日施行）されたことにより、当該法律の条項を引用している山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例において「項ずれ」が生じたため、その「項ずれ」を修正するもの。

○地方独立行政法人法 第 11 条



山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(参考) 地方独立行政法人法の一部改正

【改正前】

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

【改正後】

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四 第百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五 第百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の県有地の購入について

1 購入物件

(1) 宇部市大字東須恵字波多野開作庚之割 3828 番

地目：雑種地 面積：11,473.43 m²

(2) 宇部市大字東須恵字波多野開作庚之割 3830 番 1

地目：雑種地 面積：1,290.83 m²

※ 面積合計 [(1)+(2)] 12,764.26 m² (3,861.18 坪)

※ 用途地域 工業地域

2 購入目的

山陽小野田市立山口東京理科大学の教職員用及び学生用の駐車場として整備する。

3 購入理由

現在、大学構内には教職員及び学生、来客用の駐車場が複数箇所設置されている。また、薬学部増築工事において新たに駐車場を設置することとしています。

しかし、今後、薬学部の学生が増えていき、2023 年度には、1,700 人を超える教職員と学生を抱える大学となることから、現在のように大学構内に点在する駐車場のままでは、大学構内における交通事故のリスクが高まり、安心して大学構内を移動することができなくなることが懸念されます。

このリスクを解消するため、大学に近接し、駐車場として利用できる当該県有地を大学が購入し、駐車場として整備するものです。

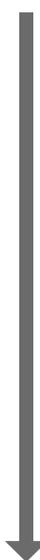
なお、薬学部増築工事において駐車場として整備する予定の土地（C棟東側）については、駐車場として整備せず、学生のクラブ・サークルが利用する部室棟を大学が整備する予定です。

4 購入金額

60,130,000円

県有地の払い下げの申し出を県に提出した後、県不動産鑑定額が県より通知があった。⇒ 大学から減免措置の申請を行い、県不動産鑑定額から30%が減免された。

5 購入の経過

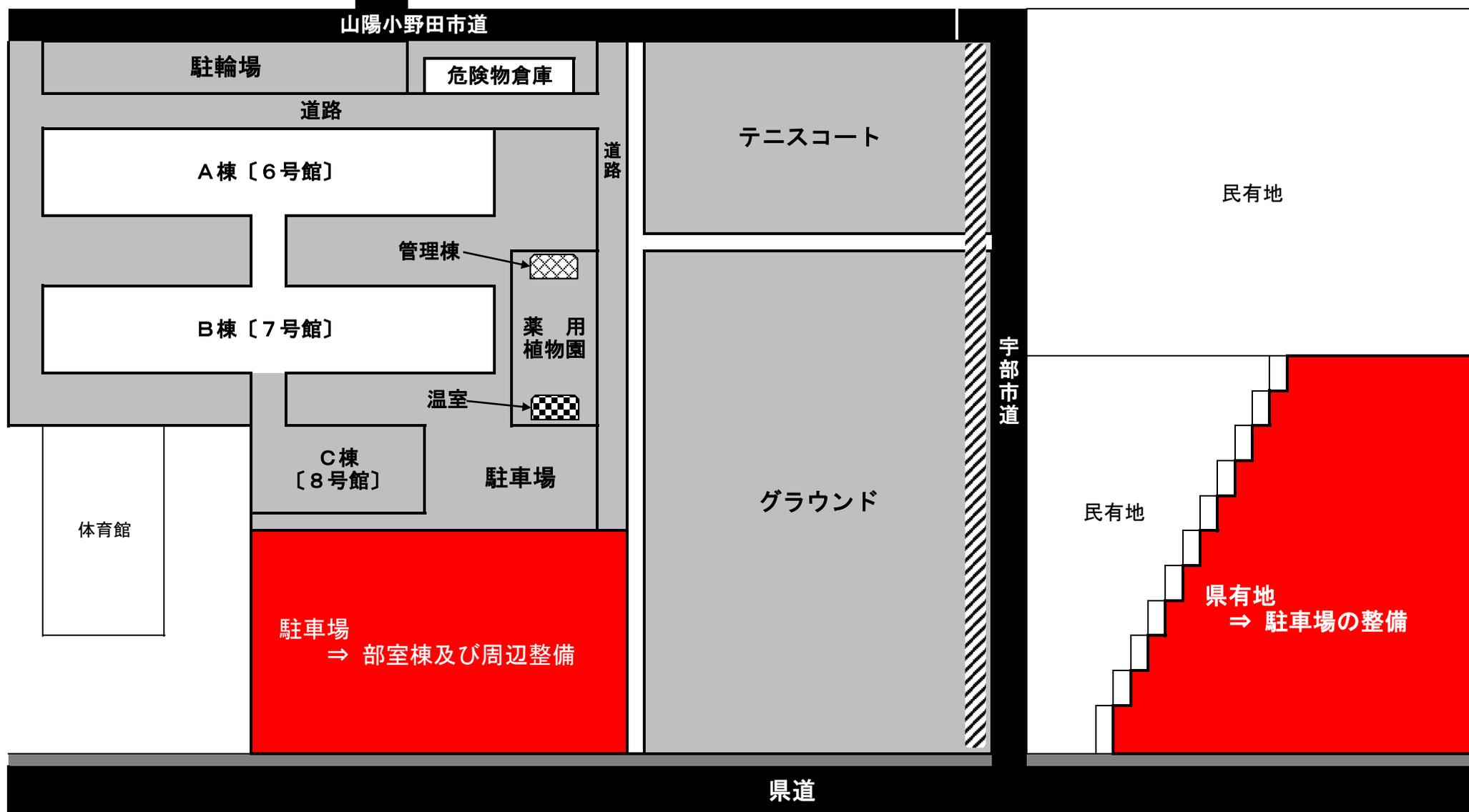
- 
- (1) 大学から県へ：県有地払下げに係る申出書を提出
※ 平成30年9月7日
 - (2) 県から大学へ：価格通知（鑑定評価額）
※ 平成30年9月19日
 - (3) 大学から県へ：普通財産売払申請書を提出
※ 平成30年10月15日
 - (4) 県と大学の間で：県有財産売買契約書の締結
※ 平成30年11月1日
 - (5) 購入代金の支払い（大学から県）・所有権移転の登記手続き（県）
※ 平成30年11月30日

〔参考〕

公立大学法人の計画

中期計画〔H28年度～H33年度〕	年度計画〔H30年度〕
3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置	
② 施設設備の資産価値を保全し、大規模修繕等の経済的損失を最小限に抑えるため、適切かつ計画的な保守・管理を行う。	72. 大学構内に複数箇所設置している学生及び教職員駐車場及び臨時駐車場を、計画的に大学構内の適正な位置又は学外に移設することにより、大学構内における交通安全に努める。

山口東京理科大学薬学部校舎建設事業・県有地購入に伴う駐車場整備・部室棟整備



【市】現在着工中の工事、今後着工予定の工事

【大学】今後着工予定の工事

業務名 山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎食堂運營業務

※ 業者については、平成 29 年 9 月 1 日(金)から公募を開始し、同月 29 日(金)まで企画書等の提出を受け付けた。応募資格は、保健所の許可に基づき大学が提供する施設に入居して食堂事業を営むことが可能な業者または個人。公募の結果、応募のあった個人 1 人について審査を行い、決定した。

契約日 平成 30 年 4 月 1 日

委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※ 使用許可期間 3 ヶ月前までに、本学または受託者のいずれかからも何らの意思表示がない時は、期間満了の日の翌日から 1 年間契約を更新することとし、最長 5 年間とする。

業務内容 山陽小野田市立山口東京理科大学学生及び教職員等に対する飲食物の提供業務

業務の曜日、時間 原則として日曜、祝祭日及び大学休業日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時までとし、うち食堂の営業時間は午前 11 時から午後 3 時までとする。なお、学生休暇期間及び大学行事等における業務については別途協議の上定める。

損害賠償 (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、その責めに帰すべき理由により生じた損害は、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

(2) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

○業者への補償

薬学部校舎A棟(6号館)の完成が遅れたことにより、平成30年4月1日から食堂の営業ができなかったことから、営業できない期間(平成30年4月1日から平成30年5月31日まで)について、下記の算定により補償を行った。

補償額については、同大学の他の食堂の営業実績等を参考に、業者と協議を行い、決定した。

収入	定食単価(税抜)	500円	…①
	来客数	150人	…②
	売上げ/日	75,000円	…③ = ① × ②
支出	食材費の割合	40%	…④
		30,000円	…⑤ = ③ × ④
	人件費	1,000円	…⑥
		5時間	…⑦
		3人	…⑧
		15,000円	…⑨ = ⑥ × ⑦ × ⑧
計	45,000円	…⑩ = ⑤ + ⑨	
純利益		30,000円	…⑪ = ③ - ⑩
4月の営業日数		24日	…⑫
5月の営業日数		24日	…⑬
計		48日	…⑭ = ⑫ + ⑬
補償額		1,440,000円	…⑮ = ⑪ × ⑭